

令和 7 年 度 第 6 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

7 . 9 . 9

第 6 回笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和7年9月9日 午前 9時30分

2 開会日時 令和7年9月9日 午前 9時30分

3 閉会日時 令和7年9月9日 午前10時00分

4 出席，欠席，遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	鹿 嶋 耕 三	欠席	8	櫛 田 繁 造	出席
2	仁井名 雅 子	出席	9	佐 内 繁 文	出席
3	天 野 平之進	出席	10	片 岡 芳 和	出席
4	北 村 昌 三	出席	11	仁 科 智 之	出席
5	梶 田 宏 一	出席	12	守 屋 映 男	出席
6	西 江 務	出席	13	和 田 晃 佳	出席
7	大 平 貴 之	出席			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	西 江 敬 一
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	藤 田 潔
推進委員	藤 原 美代子	推進委員	大 平 章 之
推進委員	林 和 美	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	大 本 憲 治	推進委員	守 屋 芳 明
推進委員	重 見 信 夫	事務局長	前 原 成 紀
推進委員	有 本 正 義	主 事	山 部 俊 貴
推進委員	岡 田 晴 次	主 事	小 川 航 平
推進委員	西 山 雅 子	主事補	升 谷 公 祐

	氏 名		氏 名
傍聴人			

6 提出議案

議 案 番 号	議 題
議案第21号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
報告第14号	貸借変更契約書の受理について
報告第15号	農地法第18条の規定による合意解約通知について
報告第16号	農作業等受委託契約書の受理について
報告第17号	農用地利用集積等促進計画の認可・公告について
議案第23号	農用地利用集積等促進計画（案）の作成について
そ の 他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会会長

11 番委員

13 番委員

事務局	おはようございます。 ただ今から、令和7年度第6回の農業委員会を開催させていただきます。 それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございました。 それではただ今から、第6回の農業委員会を開催いたします。 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を11番仁科委員さん、13番和田委員さん、よろしくお願いします。 それでは議案の審議へ移りたいと思います。 会長、よろしくお願いします。
会長	それでは、議案第21号「農地法第3条第1項の規程による許可申請について」ナンバー41号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー41号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は農地を取得することが初めてであるため、営農計画書が提出されております。農機具は草刈機を所有しております。農業には妻と従事予定であり、野菜、果樹を栽培予定とのことです。申請地は〇畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、農地を取得するのが初めてだとしても、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー42号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局	ナンバー42号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には譲受人のみが従事予定であり、果樹を栽培予定とのことです。申請地は〇畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー43号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー43号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には妻と従事予定であり、野菜を栽培予定とのことです。申請地は〇反ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。

○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第 23 号「農用地利用集積等促進計画（案）の作成について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	本計画案は、令和 7 年 1 0 月 2 8 日の公告予定で取りまとめております。地域計画内農地については、3～5 年の設定対象筆数が 6 8 筆、設定対象面積が 216,203 m²、設定対象人数が 2 人となっております。 これらの案件は、すべて農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 2 項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	〇〇地区については問題ありません。よろしくお願いいたします。
○番委員	〇〇地区については問題ありません。よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、報告第 15 号「農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知について」、報告第 16 号「農作業等受委託契約書の受理について」、報告第 17 号「農用地利用集積等促進計画の認可・公告について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願いいたします。 以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。
事務局	（1）次回農業委員会 10月 7 日(火)午前 9 時 3 0 分から 第 1 会議室 （2）その他 ・ 次回申請書締切日 9 月 19 日（金），議案発送日 9 月 26 日（金） ・ 農業委員会親睦会の規程について ・ 農業委員会活動に関する視察研修について（熊本県氷川町） それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありが

	ありがとうございました。
--	--------------